

機密保持契約書

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「委託者」という）と _____
（以下「受託者」という）は、平成 30 年度革新的事業展開設備投資支援事業経理審査及び事業計画審査に係る業務委託(以下、本件業務という)に必要な情報及びその取扱いについて、以下の通り契約を締結する。

第 1 条（総則）

- 1 本契約において「機密情報」とは、委託者が開示するすべての仕様書、図面等の文書及び物品、記録媒体を意味する。また、開示された有形無形の技術上及び業務上の情報（知識、アイデア、構想等を含む。）、及び何が開示されたかを示す項目も含まれるものとする。
- 2 開示された情報が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項は適用されないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で、既に自ら所有し、または第三者から適法に入手していたもの
 - (2) 開示を受けた時点で、既に公知であるもの
 - (3) 開示を受けた後に、開示を受けた者の責に帰すべき事由によらないで公知となったもの
 - (4) 開示を受ける以前に、正当なる権利を有する第三者から機密保持の責を負わずに適法に入手したもの
 - (5) 法令により開示が強制されるもの

第 2 条（機密保持）

- 1 受託者は、機密情報を機密として厳重に保持するものとし、書面による委託者の事前の承諾なく、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 2 受託者は、書面による委託者の事前の承諾なく、委託者が開示する機密情報を、本案件に関する応札検討の目的以外に使用してはならない。

第 3 条（第三者への開示）

受託者が、自己の下請業者等に委託者の開示する機密情報を開示する必要がある場合は、委託者の事前の承諾を得て行うこととする。この場合、受託者は、自己の下請業者等における委託者の機密情報の管理についても、その一切の責任、或いは履行義務を負うものとする。

第 4 条（複写・複製の禁止）

受託者は、書面による委託者の事前承諾なしに、委託者が開示する機密情報の転写、複写または複製を一切行わないものとする。

第 5 条（接触者の限定）

受託者は、機密情報に接触できる者を必要最小限の者に限定するものとし、機密情報に接触する者にも本契約の内容を周知徹底し、これを遵守させるものとする。

第 6 条（機密情報の返還）

受託者は、委託者が開示した機密情報について、本案件の応札検討の目的を達した時、または委託者から返還要求のあった時は、受託者の責任のもと、委託者から開示された機密情報もしくはこれを含む有体物及びその複写・複製物の全部を委託者の指示に従い速やかに返還、あるいは廃棄もしくは記録媒体上からの削除を行うものとする。

第7条（個人情報保護）

受託者は法令等に従い、個人情報保護に関し善管義務を履行し、本案件で扱う個人情報を適切に扱うものとする。また、受託者が不適切に管理を行った事による委託者及びその他の者への一切の責任は、受託者が負うものとする。

第8条（損害賠償）

委託者は、受託者が本契約に違反し、第三者に自己の機密情報が漏洩する事が直接の原因で損害を被った場合は、本契約の終了後においても受託者に対し直接的かつ通常損害につき、合理的な範囲で当該損害の賠償を請求する事ができるものとする。

第9条（除外項目）

本契約の有効期間は、平成30年6月1日から平成31年3月29日までとする。但し、委託者が開示した機密情報の返却、廃棄後においても、知り得た情報が漏洩しない様に努めるものとする。

第10条（契約の協議）

委託者及び受託者は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定のない事項については、法令及び商慣習による外、信義誠実の精神に基づき別途協議して解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が各自署名（記名）捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

（委託者） 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
公益財団法人東京都中小企業振興公社
理 事 長 福田 良行 ④

（受託者）